

再公示：次の案件については、2016年8月10日に公示しましたが、契約交渉相手方を選定できなかったため、再公示致します。

公示番号：160545

国名：メキシコ

担当部署：産業開発・公共政策部民間セクターグループ第二チーム

案件名：自動車産業クラスター振興プロジェクト詳細計画策定調査（自動車産業クラスター）

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：自動車産業クラスター
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参団

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2016年10月下旬から2017年1月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.97M/M、合計 1.47M/M
- (3) 業務日数：準備期間 現地業務期間 整理期間  
5日 29日 5日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：9月21日（12時まで）
- (4) 提出方法：  
専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）への電子データの提出又は郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル）（いずれも提出期限時刻必着）  
提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約（単独型）（2014年4月以降契約）>業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出について）  
[（http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_gt/20150618.html）](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html)  
をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016年10月4日（火）までに個別に通知します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
  - ①業務実施の基本方針 16点
  - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
  - ①類似業務の経験 40点

②対象国又は同類似地域での業務経験	8点
③語学力	16点
④その他学位、資格等	16点
(計 100 点)	

類似業務	自動車産業クラスターに係る各種調査
対象国／類似地域	メキシコ／全途上国
語学の種類	英語

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：なし

## 6. 業務の背景

メキシコは、北米・南米市場へのアクセス、比較的優良且つ低コストの労働力及び世界各国との自由貿易協定（FTA）ネットワークを有しており、工業製品・部品の生産及び輸出といった製造業が経済成長を牽引している。製造業の中でも、特に自動車生産の重要性が近年高まっている。例えば、2015年におけるメキシコ国内の自動車生産台数は約339万台、輸出数は約275万台と過去最高となった。また、我が国の自動車メーカー及び部品メーカーがメキシコ国内に生産工場を有し、北米市場をメインインターチェンジにメキシコ国内市场及びブラジル等南米市場向けもあわせた生産拠点として事業を拡大。特に近年は、アグアスカリエンテス州やグアナファト州等の中央高原諸州への投資が集中している状況である。他方、生産性の効率化とコスト削減の観点から、現地調達率を高める必要があるものの、メキシコ自動車部品産業における地場企業の割合は約30%に留まっており、メキシコ国内における自動車産業のサプライチェーン強化が喫緊の課題である。

メキシコ政府は、「国家開発計画 2013－2018」において、5つの重点分野（自由貿易の重視、健全な財政の維持、雇用創出、貧困対策、治安対策）を掲げ、その対処を通じた国際競争力強化を最重要課題として挙げている。特に自動車産業の集積地域を抱える地域の各州政府は、投資がもたらす自州の裾野産業への経済的裨益や現地労働者の雇用促進の観点から、特に外資系企業の誘致を促進する政策を実施している。

2012年から2015年にかけて実施された技術協力プロジェクト「自動車産業基盤強化プロジェクト」（以下、前プロジェクト）は、グアナファト州政府、ケレタロ州政府、ヌエボレオン州政府を対象に、日系自動車部品サプライヤー（Tier-1）とメキシコ自動車部品サプライヤー（Tier-2）とのサプライチェーン強化を目的として、州政府及び民間企業が連携して、Tier-2企業の品質、価格、納期（QCD）の改善とビジネスマッチング機会の拡大に取り組むことを支援した。

（例：Tier2を対象とする継続的カイゼンの実施、各州のサプライヤー・データベース構築支援等）

前プロジェクトの成果を踏まえ、メキシコ政府は、さらなる自動車産業の国際競争力強化を目指し、継続的に自動車部品クラスター向け技術指導を実施する体制及び人材育成の強化を目的として、技術協力プロジェクト「自動車産業クラスター振興プロジェクト」（以下、本プロジェクト）を要請した。

今回実施する詳細計画策定調査は、本プロジェクトに係る、計画枠組み、及び実施

体制等を整理した上で、プロジェクトの内容を確認・協議し、プロジェクト実施に関する合意文書（M/M）の締結を行うとともに、事前評価を行うことを目的として実施するものである。

なお、対象地域については、要請されているグアナファト州を中心としつつ、ケレタロ州、アグアスカリエンテス州、サンルイスポトシ州等の中央高原地域の諸州に対して、プロジェクトの成果を拡大することが、自動車産業クラスター全体の強化に資するため、右3州を本調査の対象地域に含め、調査結果を踏まえてさらに協力対象州の追加を検討する予定である。

## 7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続を十分に把握のうえ、他の業務従事者や調査団員として派遣されるJICA職員と協議しつつ、担当分野に係る協力計画の策定のために必要な以下の調査を行う。なお、本業務従事者は、他の業務従事者や調査団員の作成した報告書を合わせ、詳細計画策定調査報告書（案）全体の取りまとめにも協力する。

具体的な担当事項は次のとおりとする

### （1）国内準備期間（2016年10月下旬）

- ① 要請背景及び内容を把握（要請書や関連報告書等による情報収集や分析）のうえ、現地調査で収集すべき情報を検討する。
- ② 既往資料を活用しつつ、メキシコの自動車産業の概況、日系企業の進出動向、推定される技術指導ニーズについて確認し、整理する。
- ③ メキシコ側関係機関等に対する質問票案（英文）の担当分野関連部分を作成する。なお、質問票は西文翻訳の上配布する必要があるため、作成時期に注意すること。
- ④ プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）案及びPO（Plan of Operation）案の検討に協力する。
- ⑤ 調査団打ち合わせ及び対処方針会議等に参加する。

### （2）現地業務期間（2016年11月上旬～12月上旬）

- ① JICAメキシコ事務所等との打合せに参加する。
- ② メキシコ側関係機関との協議等に参加する。
- ③ 担当分野に係る以下の情報及び資料を収集し、現状を把握する。
  - ア) 前プロジェクトにおいて支援した日系自動車部品サプライヤー（Tier-1）とメキシコ自動車部品サプライヤー（Tier-2）とのサプライチェーン促進に係る活動の実施状況及び2015年からマツダメキシコが実施している地場サプライヤー育成活動についても調査する。
  - イ) グアナファト州を中心に、ケレタロ州、アグアスカリエンテス州、サンルイスポトシ州を含めた日系自動車関係企業（OEM、Tier1）の現地サプライヤー育成ニーズ等を個別企業毎に聞き取り調査を行う。調査対象は、グアナファト州を中心に、本プロジェクトへ参加することが見込まれる企業を抽出し、20社程度を想定している。なお、調査対象企業の選定はJICAが行う予定であるが、本業務の業務従事者から助言を行う。
    - ・現地サプライヤー育成ニーズの概要

- ・現地サプライヤー育成に必要な技能の内容
  - ・本プロジェクトに期待するサプライヤー指導の内容
  - ・調査対象からサプライヤーに対する技術指導を行う可能性及びその内容
  - ・調査対象が日系に加えて、日系以外の自動車サプライチェーン(OEM、Tier1等)との取引を開始又は拡大する可能性
  - ・本邦サプライヤーのメキシコ進出を支援する支援のニーズ
- ウ) グアナファト州を中心に、ケレタロ州、アグアスカリエンテス州、サンルイス・ポトシ州を含めた現地自動車関係企業(Tier2)の技能向上ニーズ等を個別企業毎に聞き取り調査を行う。調査対象は、グアナファト州を中心に、本プロジェクトへ参加することが見込まれる企業を抽出し、20社程度を想定している。
- ・主要取引先及び日系自動車サプライチェーンとの取引拡大又は開始の希望(内容含めて)
  - ・日系自動車サプライチェーンとの取引拡大のために、又は新規取引開始のために障害となっていること(品質、価格、納期、その他)
  - ・現在又これまでに実施している技能向上の取り組み、人材育成の取り組み
  - ・自社ビジネス拡大のために利用している政府等による補助制度(補助制度、低利融資制度等)
  - ・自社の技能向上のために利用している外部機関(コンサルタント、訓練機関、技術指導機関等)の有無とその評価
- エ) グアナファト州を中心に、本プロジェクトで想定しているTier2企業への技術指導を実施することができる可能性のある現地ソースの確認。本項目に係る調査は、調査団(評価分析)を主担当として、調査対象者の有する生産管理・要素技術に関する技術レベルの把握に協力する。
- ・州職業訓練庁(IECA)
  - ・自動車関係の民間コンサルタント
  - ・教育・訓練機関、技術指導センター等
- ④ 上記③の調査結果をふまえ、評価分析団員と協力して、本プロジェクトを通じて構築し得るTier2企業への技術指導の仕組みの検討に協力する。
- ⑤ 調査結果や他団員及びメキシコ側コメント等を踏まえたうえで、PDM(案)(和文、英文)、PO(案)(和文、英文)の作成を支援する。
- ⑥ 評価5項目(妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性)の観点によるプロジェクトの分析に協力する。
- ⑦ メキシコ側との協議で合意された内容に基づき、R/D(案)(英文)及び協議議事録(M/M)(英文)の作成に協力する。
- ⑧ 担当分野に係る現地調査結果をJICAメキシコ事務所等へ報告する。
- (3) 帰国後整理期間 (2016年12月中旬～2017年1月上旬)
- ① 事業事前評価表案作成に協力する。
  - ② 帰国報告会に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
  - ③ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)を作成する。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

本契約における成果品は担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）とし、電子データをもって提出することとする。

- (1) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書案（案）（和文）
- (2) 事業事前評価表（案）（和文、英文）
- (3) 面談記録
- (4) 収集資料一式

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICA コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」

[\(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>\)](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html)  
を参照願います。留意点は以下のとおりです。

- ・航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒ロサンゼルス⇒メキシコシティ⇒ロサンゼルス⇒日本を標準とします。

## 10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境

### ①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は、2016年11月6日～2016年12月4日を予定している。なお、本業務従事者は、JICA職員の現地調査期間に約2週間先行し調査を開始する予定。

### ②現地での業務体制

本業務に係る調査団は、以下の構成を予定している。

ア) 総括（JICA）

イ) 自動車産業（官団員）

ウ) 協力企画（JICA）

エ) 自動車産業クラスター（本コンサルタント）

オ) 評価分析（コンサルタント）

### ③便宜供与内容

JICAメキシコ事務所による便宜供与事項は以下のとおり。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ) 通訳傭上

あり（英西又は日西通訳）

オ) 現地日程のアレンジ

あり  
力) 執務スペースの提供  
なし

## (2) 参考資料

本業務に関する以下の資料をJICA産業開発・公共政策部民間セクターグループ  
第二チーム（TEL：03-5226-6909）にて配布します。

- ① 本プロジェクトに係るメキシコ政府からの要請書
- ② メキシコ国自動車産業基盤強化プロジェクト終了時評価報告書(案)  
(2015年8月)
- ③ メキシコ国自動車産業基盤強化プロジェクト事業完了報告書  
(2015年12月)

## (3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。
- ②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAメキシコ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業期間中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上